

No.577

2022.10.17

KINZOKU DANCHI NEWS Since1974

# 金属団地ニュース

60th





### 9月度月例会開催

9月20日(火)正午より組合研修センター3階集会室にて9月度月例会を開催しました。

国立研究開発法人 産業技術総合研究所 企画本部副本部長 大本治康様をお招きし産総研の紹介と産総研による中小企業等への研究開発支援についてご講演いただきました。

ビジネスの相談相手として技術的・専門的な支援を産総研は行っており、企業ニーズにあわせ柔軟に対応していただけるようなので是非ご活用ください。

また、月例会開催前に(株)山村製作所 山村容弘様より先日近親者のみで執り行われました山村修一様のご葬儀の報告と生前お世話になったことへの感謝のご挨拶がありました。



### (株)山村製作所 会長 山村修一様 ご逝去



(株)山村製作所 会長 山村 修一様が8月23日、満88歳をもって永眠されました。

山村修一様のご逝去に謹んで哀悼の意を表します。なお、葬儀式は近親者のみでしめやかに執り行われました。

### 消防訓練実施

金属団地自衛消防隊による消防訓練を9月27日(火)正午より実施しました。

さて今回の訓練は団地内にあるすべての防火水槽及び消火栓の確認を隊員がそれぞれ分れて行いました。あわせてスマートフォンで撮影し情報の共有も行いました。

火災時の初動に遅れがないよう団地内企業におかれましては防火水槽及び消火栓付近に駐車をしない、荷物等を置かないようお願い申し上げます。



## 退任役員慰労会及び新役員歓迎会

9月21日(水)18時より十八楼にて新型コロナウイルス感染状況により延期となっておりました退任役員慰労会及び新役員歓迎会を開催いたしました。

鈴木理事長の挨拶に続き、5月の通常総会をもって退任された今井哲夫様、高橋敬治様からご挨拶を頂き、鈴木理事長より感謝の思いを込め花束と記念品が贈呈されました。永年にわたり組合運営にご尽力いただきましたこと誠に感謝申し上げます。

また、宴もたけなわといったところで、監事に就任した新役員の森田浩明様、高井史樹様に挨拶をしていただき中締めをもって散会となりました。お二人の就任挨拶は下記にてご紹介いたします。



## 新任役員就任ご挨拶

### (株) 森田木型 森田 浩明

本年度の金属団地通常総会にて監事に就任させていただきました(株)森田木型の森田浩明です。

今年の5月に弊社の代表取締役を引継ぎ、また同時期に金属団地の役員という大役も務めさせていただく事となり私にとって大変、身の引き締まる年になりました。

先ずは受け継いだ監査業務をしっかりとこなす事はもとより、今現在、組合の運営がどの様に行われているのかをしっかりと自身の中に落とし込んでいき、やがて自分たちの世代が組合運営を任せられる時に、しっかりと携われるよう微力ながら努めさせていただき、経験を積まさせていただきたいと考えております。

今後ともご指導ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

### (株) 亀山鉄工所 高井 史樹

この度監事を拝命いたしました、株式会社亀山鉄工所の高井でございます。いまだ影響の残る新型コロナウイルス感染症や、混沌に向かう世界情勢など足下の世情は大いに流動的であり、誰も先が読めない状況であります。しかしながら、過去には過去の荒波があり、次世代には次世代の悩みが到来するのでしょうか。その合間にあって、しっかりと足下を見据えつつ不確実な社会を生き抜き、金属団地の皆様がたと共に、次世代に託しうる土壌を造るべく微力を尽くす所存でございます。今後とも皆様のご指導、ご鞭撻の程お願い申し上げます。



事業者の方へ

消費税 インボイス制度

令和3年10月1日から



登録申請書  
受付開始!

令和5年10月1日から

「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。  
適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書  
(インボイス)を交付することができます。



制度導入までのスケジュール

登録申請書は、  
令和3年10月1日  
から提出が可能です。

令和3年10月1日

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、  
令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

令和5年3月31日

令和5年10月1日

登録申請書の  
受付開始

インボイス制度  
の導入

登録事業者になろうとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書(登録申請書)」の提出が必要です。  
登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字(新たな固有の番号)」が登録番号となります。



登録申請は、**e-Tax**をご利用  
いただくと手続きがスムーズです。



個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。

インボイス制度については裏面をご覧ください。→

## インボイスってナニ？

電子データ  
(電子インボイス)  
でもOK!

- ▶ 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

### ● 現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

<区分記載請求書(現行)> ~令和5年9月

請求書		【記載事項】
〇〇株式会社	株式会社	① 請求書発行事業者の氏名又は名称
●年●月分		② 取引年月日
■月▲日 割りばし 550円		③ 取引の内容(軽減対象税率の対象品目である旨)
■月▲日 牛肉 ※ 5,400円		④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
合計 43,600円		⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
(10%対象 22,000円)		
(8%対象 21,600円)		
※は軽減税率対象		

<インボイス> 令和5年10月~

請求書		【記載事項】
〇〇株式会社	株式会社(T1234...)	区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの
●年●月分		① 登録番号 (課税事業者のみ登録可)
■月▲日 割りばし 550円		② 適用税率
■月▲日 牛肉 ※ 5,400円		③ 税率ごとに区分した消費税額等
合計 43,600円		
10%対象 22,000円 内税 2,000円		
8%対象 21,600円 内税 1,600円		
※は軽減税率対象		

## 「インボイス制度」ってナニ？

- ▶ 売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。
- ▶ 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイス<sup>(※)</sup>の保存等が必要となります。

(※) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項(インボイスに記載が必要な事項)が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。



## e-Taxに関する情報



e-Taxに関する詳しい情報は、e-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。利用開始の手続、推奨環境及びよくある質問(Q&A)などをお知らせしています。

## インボイス制度に関するお問合せ先

- インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。  
【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)  
【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)
- 詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。



国税庁 法人番号7000012050002

2020.10

## インボイス制度特設サイト等の掲載先について

### 【インボイス制度特設サイト】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>



### 【各種パンフレット等】

- ・ 国税庁ホームページ内「インボイス制度の概要」  
インボイス制度に関する各種パンフレット等を掲載しています。  
[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice\\_about.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_about.htm)



### 【インボイス制度説明会・オンライン説明会】

- ・ 名古屋国税局管内（岐阜県・静岡県・愛知県・三重県）の税務署主催の説明会  
開催日程等は、以下のページで随時更新しています。  
[https://www.nta.go.jp/about/organization/nagoya/invoice\\_setsumeikai/index.htm](https://www.nta.go.jp/about/organization/nagoya/invoice_setsumeikai/index.htm)
- ・ 全国どこからでも無料で参加できるオンライン説明会  
[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice\\_setsumeikai.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_setsumeikai.htm)  
※オンライン説明会の模様（アーカイブ）も掲載しています。



### 【免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応】

- ・ 「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」  
[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/consumption/20220119menzeiqa\\_2.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/20220119menzeiqa_2.pdf)



### 【中小企業等に向けた支援措置】

- ・ 令和3年度補正予算「生産性向上に取り組む皆様へ」  
[https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/2021/1224/003\\_seisansi.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/2021/1224/003_seisansi.pdf)



### 【インボイス制度に関する一般的な相談窓口】

- ・ 軽減税率・インボイス制度電話相談センター（軽減・インボイスコールセンター）  
0120-205-553（無料） 【受付時間】9:00～17:00（土・日・祝除く）



## SDGsと私の大学のころの研究

最近SDGs、持続可能な社会といった言葉を皆さんも一度はお聞きになったことがあるのではないのでしょうか。そこで今回はSDGsの達成の一助となりうるであろう、私が大学のころ研究していたFT合成によるバイオマス燃料製造についてお伝えしていきます。

まずFT合成とは次の技術を指します。

合成ガスから灯油などの石油代替燃料等を合成する触媒反応のことです。

これだけ聞いても難しいですよ。

合成ガスとは一酸化炭素COと水素H<sub>2</sub>の混合ガスのことです。

この合成ガスは天然ガス、石炭の他に、可燃ごみやバイオマスから製造することができます。

そしてこの合成ガスを灯油等の燃料に触媒を用いて合成する技術のことをFT合成と言います。



ここで、FT合成の歴史について紹介していきます。

- ① FT合成は1926年にドイツのフランツ・フィッシャーとハンス・トロプシュによって生み出されました。時代は第1次世界大戦敗戦後であり、ドイツは石油資源を持たないことから燃料を調達するためFT合成が活発に導入されました。
- ② 1950年以降世界大戦が終結し安価な石油燃料が世界中に供給されました。その為、製造コストのかかるFT合成はほとんど消滅しました。しかし、FT合成の学術的研究は進められてきました。
- ③ 2000年代に入ると安価だった石油が高騰しだし、安価な天然ガスの開発が進みました。そこで天然ガスから液体燃料を製造するFT合成が再注目され、一部の国で工業的にFT合成で液体燃料が製造されるようになりました。
- ④ 2010年以降、SDGsや持続可能な社会が意識されるようになり、環境対策としてバイオマス原料や可燃ごみから液体燃料を製造する技術としてこのFT合成が注目されています。そして現在廃プラスチックやバイオマスから合成ガスを製造しFT合成により代替石油燃料を製造する取り組みが活発化してきています。

FT合成は100年前に石油資源を持たないドイツで、合成石油を製造する技術として確立され、現在はクリーンなエネルギー製造方法として注目されています。しかし、まだコストが高いことや課題も沢山あるため、持続可能な社会を目指すためには個々でできることをやる必要があります。こういった環境にやさしい技術が確立するのを待ちつつ、それまでは自分たちでできる取り組みをしていきましょう。

ABEL



# 青年部研修会開催

9月15日にお昼の時間を使い青年部研修会を開催しました。今回は青年部メンバーのゴルフ上達用?として購入したゴルフシミュレーターを使用してのゴルフ研修会でした。スマホにアプリを入れてゴルフコースを画面に表示して、ゴルフクラブを模したスティックを振ると、実際に画面上でボールが飛んでプレーができます。このPhigolfのシミュレーターでは、実際にボールを打つわけではなく、スティックのグリップエンドに取り付けた9軸ジャイロセンサーによりスイング軌道やヘッドスピードをもとに飛距離や軌道などを算出しているようです。よって、ボールを打った感触はありませんが、逆にどこでも簡単、安全にプレーができます。またこのセンサーはドライバー、アイアン、パターなどすべてのクラブに装着する事ができるので、普段のクラブでより正確に分析することが可能です。



さて、場所は組合3階集会室をお借りし、スマホ画面ではなく、プロジェクターを壁面投影して実施をしましたので、大画面での迫力も満点でした。

青年部会員を3チームに分けてのチーム戦でしたが、260ヤード以上の飛ばし屋が出現したり、チップインイーグルが発生したりと、実際の青年部ゴルフではなかなかお目にかかれないプレー!も出ましたが、スイングが綺麗な方は総じて良いショットがでていたように思います(逆に私はスイングフォームが悪いため全然飛びませんでした・・・)。

ハーフ9ラウンドを1時間ほどで回りましたが、和気あいあいと楽しい研修会とすることができました。

このシミュレーターに興味を持たれた方、福利厚生でゴルフ大会などの企画はいかがでしょうか。組合員企業さんであればころよく貸し出しいたしますので、利用されたい方は組合：窪田までお問い合わせください。







# 子供とお散歩

(株)鵜飼 柳原 弘幸

今回「私の休日」と題し、普段土日は何をやっているか晒してほしいという依頼があり、筆を執った次第です。(まあ、平日ですら、どこで何をやっているんだ？本当に仕事しているのか？と訝しがられています(;^\_^A)

私の休日の生活といっても、普段よりちょっと遅めに起き、何となく行き当たりばったりで過ごしていることがほとんどで、特筆すべきことはありません。ゴルフもほとんどやらなくなり、コロナの影響もあり飲みに行くこともほとんどなくなり、酒もかなり弱くなってしまったくらいです。敢えて書くとすると、平日及び土日に資格の勉強のため専門学校に通っていたことくらいでしょうか。善く言えば独り身ゆえの自由を謳歌し、悪く言えば何の目的もないダラダラした休日を送っていたものです。

しかし、2020年を境に一変しました。恐ろしく規則正しい生活になってしまいました。

2020年9月に長男が誕生したからです。

ここからの日々は家事と育児が中心の日常になりました。

幸いなことに炊事洗濯料理は好きな方(むしろ嫁さんより細かく五月蠅い)なので、その点では特に問題はないうえ、我が家ではテレビが点くこともほとんどないので、嫁子供に集中はできますが、やはり趣味や勉強に使う時間はほとんどなくなりました。

またこの頃から結構健康体になってきました。最初の頃はあやすことと嫁さんの自由時間確保のために、最近では子供からのお誘いで散歩によく出るようになりました。2歳の誕生日前後からは、彼は散歩ではなくドライブですが(笑)

だいたい6:30頃起床し、ゆっくり食卓を囲み、その後昼までは散歩か子ども館やアクアトトにお出かけ。帰宅昼食後は子供が昼寝をすれば一緒になって寝ているか、本でも読んで起きるまで過ごす。起きた後はまた散歩か再び子ども館へ。最近はコストコへ行くのも彼の楽しみの一つで、家族でウロウロしたり。18:30頃から夕食で、その後風呂まで、やはりまた散歩…。これが毎週末であり、代り映えはないけれど、何となく楽しい気分になれる週末です。いつまで息子との散歩が続くかわかりませんが、平穏無事にこの変わらない週末が過ごせるよう頑張っていきたいです。



R05 “工業系高校”からの新規高卒の応募・内定獲得のために その4

地区&業種別求人条件と新規高卒獲得について その1

先月号では、求人条件(初任給・年間休日数・休暇制度)の改善(アップ)と内定獲得の関係(効果)について、岐阜地区工業系高校の分析データをもとに紹介させて頂きました。今回、求人条件を地区及び業種ごと(航空機・自動車・製造・建設業等)で分析して新規高卒の応募内定獲得の地域差・業種差を検証してみました。同じ地区内でも業種によって求人条件が大きく違っていることが顕著になりました。高校生が就職先について考えるとき、まず第一に自分の学んでいる内容や興味、自身の特性(能力や性格)等を考慮して、ものづくり産業、建設業や介護・福祉等の“業種”を決めます。次に、自宅通勤か自宅を出るのかの“就職地区”を決めます。その就職希望地区で希望業種企業の求人票を検索し、「求人条件」を比較・検討して受験先企業を1社に決めていきます。(私が生徒の就職指導をした経験から思うことですが・・・) 自社を受験先企業に選んでもらうためには、同じ地区(通勤が自家用車で1時間圏内)の同業他社に求人票記載事項(求人条件)で勝る必要があります。今月は、地区及び業種別の求人条件を比較分析して、新規高卒の応募内定を獲得する求人条件を更に詳しく探ってみたいと思います。

図1は、令和3年度の岐阜地区工業系高校における地区別・業種別の求人企業数の状況です。図2は、地区別・業種別の内定企業数の状況です。

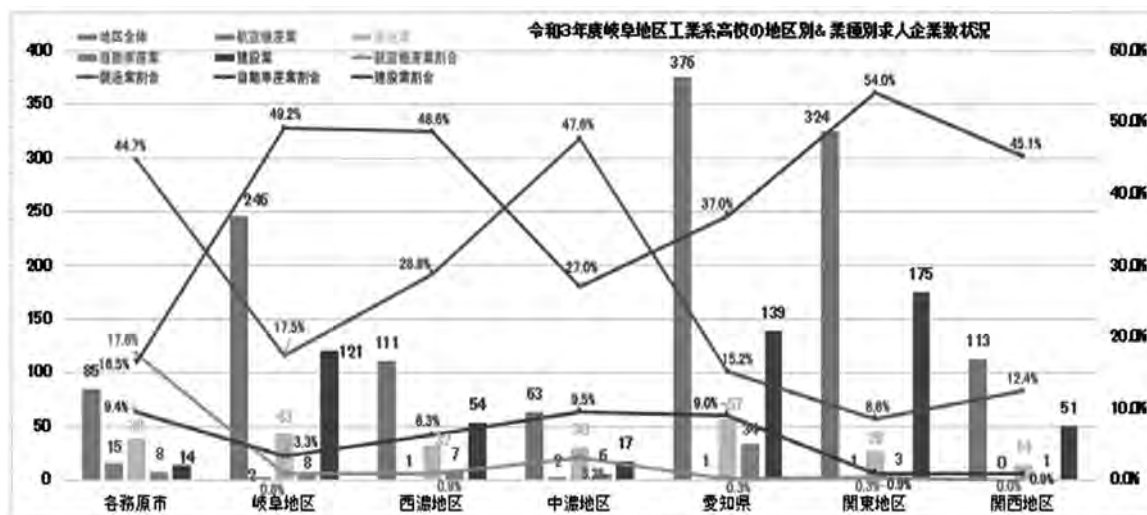


図1 令和3年度岐阜地区工業系高校の地区別・業種別求人企業数の状況

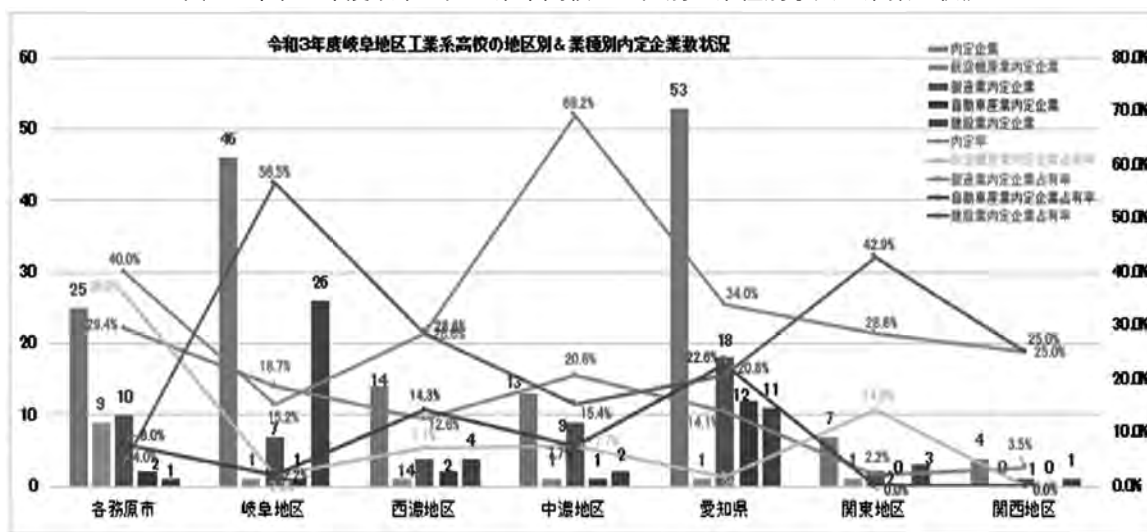


図2 令和3年度岐阜地区工業系高校の地区別・業種別内定企業数の状況

図1及び図2より、各務原市では全求人企業85社に対して全応募・内定獲得企業は25社、各務原市の内定率は29.4%です。以下、各地区とも全業種を通した内定率を基準に述べていきます。

各務原市の航空機産業は、求人企業数15社(地区求人企業数に占める割合は17.6%)に対して内定企業は9社(航空産業の内定率は60.0%)、地区内定企業数25社に占める割合は36.0%と地区内定率を上回っており、他の業種に比べて優位な状況といえます。建設業は、求人企業数14社(地区求人企業数に占める割合は16.5%)に対して内定企業は1社(内定率は7.1%)、地区の内定企業数に占める割合は4.0%と非常に低い値となっています。自動車産業は、求人企業数8社(地区求人企業数に占める割合は9.4%)、内定企業は2社(自動車産業の内定率は25.0%)、地区の内定企業数に占める割合は8.0%であり、厳しい状況にあると言えます。一方で製造業は、求人企業数38社(地区求人企業数に占める割合は44.7%)に対して内定企業は10社(製造業の内定率は26.3%)、地区内定企業数25社に占める割合は40.0%と地区内定率を上回っており、同業他社との競争は厳しいものの他の業種に比べて優位な状況であるということと言えます。このように、地区内の求人・内定状況を“業種により分析”してみると、地区全体の内定率からは伺うことができない同業他社との競争の厳しさを見ることができます。

以下、岐阜地区、西濃地区や愛知県等についても同様な分析ができますが、紙面の関係で割愛させていただきます。当然のことですが、通勤1時間以内の他区の同業他社とは求人票に記載されている「求人条件」で、厳しい選別が行われますので、興味がおありでしたら上記の記述内容を参考にして、興味のある地区の状況を分析してみて頂ければ参考になるデータを得ることができると思います。

専門高校においては、機械系を学んでいる生徒が建設系の企業を選択すること(逆に、建設系を学んでいる生徒が機械系の企業を選択すること)は稀ですが、普通科高校にあっては、生徒の意識の中に“業種間の垣根がない”ため、同じ地区内での他業種企業との比較は専門高校以上に厳しい状況にあると思います。蛇足ですが、各学校で在籍生徒数(就職希望生徒数)が異なっているように、同じ高校であっても機械系や電気系、建設系等を学んでいる生徒数には大きな違いがあります。この業種に関連する学びをしている生徒数が、応募・内定に影響を与えてきます。このことは、新規高卒の採用活動を“溪流釣り”に例えた過去の記事を参考にして頂ければと思います。

図3は、令和3年度岐阜地区工業系高校の地区別及び業種別の求人企業の平均従業員数を内定の有無で分析したものです。

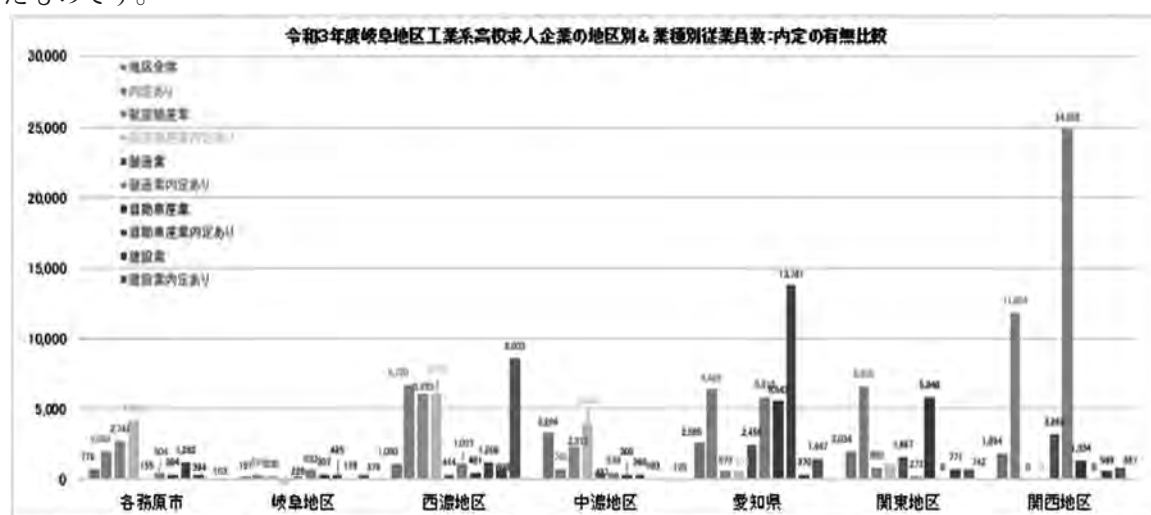


図3 令和3年度岐阜地区工業系高校求人企業の地区別&業種別従業員数・内定の有無比較

図3より、各務原市において求人企業全体の平均従業員数は779人、内定企業全体の平均従業員数は2,008人と内定企業の方が圧倒的に多くなっています。同様に、航空機産業では求人企業の平均従業員数は2,741人、内定あり企業の平均従業員数は4,282と、内定あり企業の方が多くなっています。製造業では求人企業の平均従業員数は155人、内定あり企業の平均従業員数は504人となっています。自動車産業では求人企業の平均従業員数は394人、内定あり企業の平均従業員数は1,262人となっています。建設業では求人企業の平均従業員数は394人、内定あり企業の平均従業員数は163人となっています。建設業以外の業種では、従業員数の多い企業の方が内定獲得には有利であるとの分析結果です。

他の地区の分析においても地区の平均従業員数よりも内定あり企業の従業員数の方が多くなっており、生徒たちは求人票の比較等により“従業員数が多い企業を選択する傾向が強い”といえることができます。一方で、多くの地区で従業員数50人以下の企業も内定を獲得されている現状もあり、企業の採用戦略の見せ所が重要かと思えます。

図4は、令和3年度の岐阜地区工業系高校への求人企業の地区別・業種別の平均初任給の状況です。

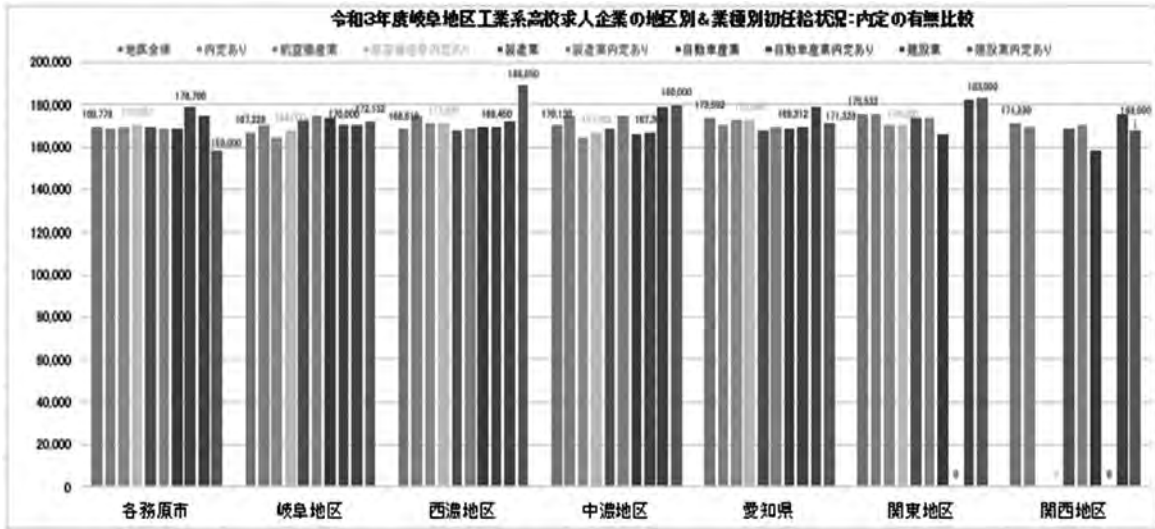


図4 令和3年度の岐阜地区工業系高校への求人企業の地区別・業種別の平均初任給

図4について、各務原市の初任給の状況を述べさせていただきます。全求人企業85社の平均初任給は169,779円、全内定企業25社の平均初任給は168,899円で、内定のあった企業の方が平均初任給が低い結果となっています。更に業種別にみていくと航空機産業では、求人企業15社の平均初任給は169,496円、内定企業の平均初任給は170,557円、自動車産業では、求人企業8社の平均初任給は168,700円、内定企業の平均初任給は178,700円と1万円余り高くなっています。一方で、製造業では、求人企業38社の平均初任給は169,337円、内定企業10社の平均初任給は169,013円、建設業では、求人企業14社の平均初任給は174,561円、内定企業1社の初任給は158,600円と16,000円余り低くなっています。この業種間の求人企業と内定企業の関係が、各務原市全体では内定企業の方が初任給が低いという結果を招いています。このことは、就職希望の生徒たちが、業種を越えて受験先企業を検討をしていないこと(即ち、就職希望業種間での比較検討を行っていること)を示しています。新規高卒の応募内定を獲得するためには、同じ地区の同業種他社との求人条件の比較に勝つことが一番重要です。

他の地区についても同様な分析ができますが、紙面の関係で割愛させていただきます。建設業では各地区とも求人企業の平均初任給が17万円を超えており、中濃地区17社の平均初任給は179,324円、関東地区175社の平均初任給は182,099円と非常に高くなっています。建設業は求人企業数も全地区合計で571社(占有率42.6%)と非常に多くの企業が新規高卒求人票を提出されています。内定企業は48社(内定率8.4%、内定企業に占める割合29.4%)であり、建設業の求人企業倍率は11.9倍(12社に1社が応募内定獲得)となっています。この厳しい新規高卒の採用環境が平均初任給を毎年大幅に上昇させている要因と分析しています。各務原市内の建設業の企業も各務原市内への就職を促進するために、他地区のこのような状況を参考にいただければと思います。

図5は、令和3年度岐阜地区工業系高校へ求人企業の地区別・業種別週休二日制実施状況です。図6は、令和3年度岐阜地区工業系高校の地区別・業種別週休二日制実施企業の内定状況です。以下、この二つの図を合わせて分析します。

各務原市内の全求人企業85社のうち週休二日制実施企業は35社(実施率41.2%)、週休二日制実施企業35社のうち内定のあった企業が13社(内定率37.1%)、全内定企業25社に占める割合は52.0%となっています。この結果から、週休二日制実施企業の内定獲得率が高いとは断定できない状況です。即ち、各務原市全体で

判断すると、『週休二日制の実施は、高校生の受験先企業決定要素とはなっていない。』ということが出来ます。

愛知県では、全求人企業376社のうち週休二日制実施企業が154社(実施率41.0%)、週休二日制実施企業のうち内定のあった企業が41社(内定率26.6%)、内定企業53社(内定率14.1%)に占める週休二日制実施企業の占有率は77.4%となっています。愛知県の企業を受験先として選ぶ生徒には“週休二日制の実施”は大きな判断要素となっているということが出来ます。

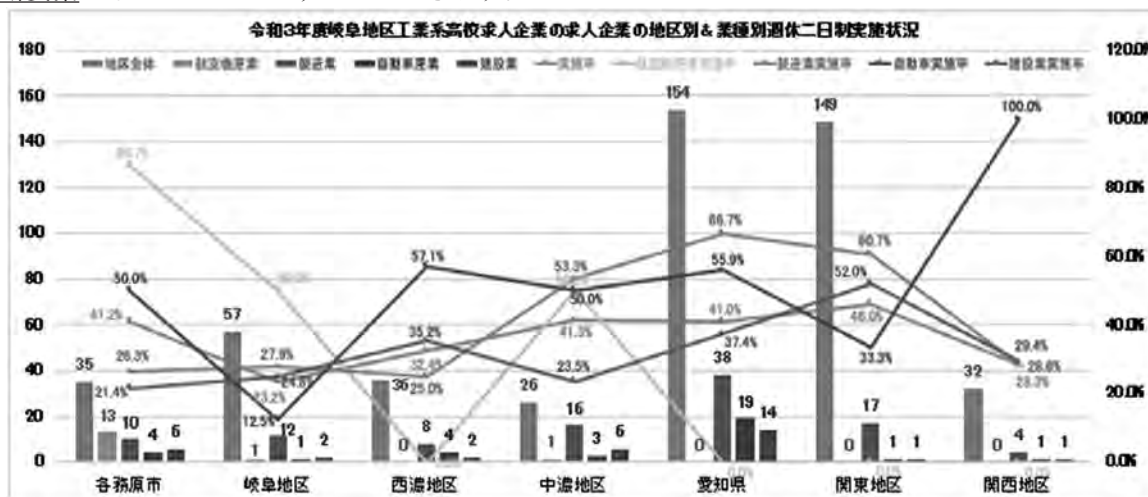


図5 令和3年度岐阜地区工業系高校へ求人企業の地区別・業種別週休二日制実施状況

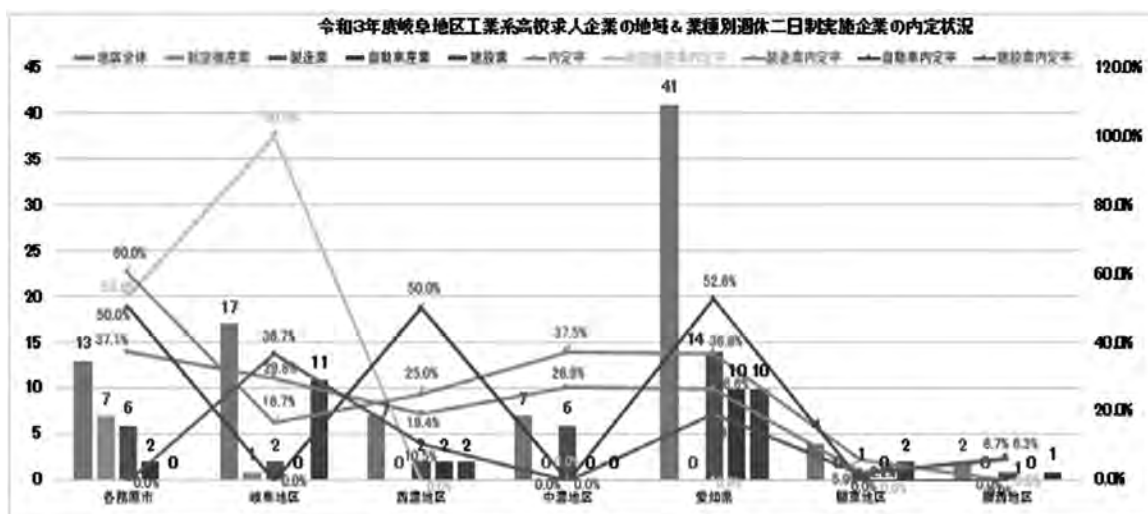


図6 令和3年度岐阜地区工業系高校の地区別・業種別週休二日制実施企業の内定状況

週休二日制実施の有無と内定の有無の関係を業種別に分析してみます。各務原市の航空機産業では、求人企業15社のうち週休二日制実施企業が13社(実施率86.7%)、週休二日制実施企業のうち内定企業が7社(内定率53.8%)でした。また、週休二日制を実施していない企業が2社ありますが、この2社ともに内定がありました。各務原市の航空機産業では、『週休二日制の実施は受験先企業決定要素にはなっていない。』ということが出来ます。製造業では、求人企業15社のうち週休二日制実施企業が13社(実施率86.7%)、週休二日制実施企業のうち内定企業が7社(内定率53.8%)でした。また、週休二日制を実施していない企業が2社ありますが、この2社ともに内定がありました。各務原市の製造業では、『週休二日制の実施は受験先企業決定要素にはなっていない。』ということが出来ます。

以下同様に、地区ごとの状況を図5及び図6から読み取って頂ければ、週休二日制の実施と新規高卒獲得の関係をご理解いただき自社の新規高卒採用活動にご活用いただけるのではと思います。

今月は、地区・業種ごとの求人条件の分析結果をもとに新規高卒の応募内定獲得の求人条件について述べさせて頂きました。次回もこの続きを紹介させて頂く予定です。

(文責：各務原市企業人材全力応援室 人材確保相談員 長屋千秋)

## シリーズ

## 解説

## 第5回

## 神のたたりじゃあ 南宮大社参拝

山本隆一

毎年正月明けの仕事始めには、組合員が全員、打ち揃って南宮大社に参拝するというのが恒例となっています。ところが今年からはそれをやめることになりました。「あの時」からおよそ20年、大した事件、事故もなく平和に過ごして来ましたので、もうやめても良からうということになり、組合員全員に呼びかけて行なう、行事としての参拝はとりやめさせて頂くことになりました。といいますのも「あの時」のことを憶えている人もだんだん少なくなり、何故毎年参拝しているのかを知らない人が大半をしめるようになったのが大きな原因です。この南宮大社参拝が始まったのは昭和54年の正月からでした。その前年と前々年は金属団地にとっては誠にツイてない大事件、大事故がたてつづけに起こったテンヤワソヤの年でした。まず企業からの油流出事故が発生し、附近を流れる三井川の川面が油覆で汚染され、各企業からそれぞれの従業員を緊急召集して総動員で川にオイルフェンスを張ったり、土のうを積んだりして何とか喰止め、事なきを得たようなことが続けて2回、ようやく片付いてやれやれと思う間もなく、引続いて組合員の中の大手企業の倒産事故が発生、さらには脱退、廃業が頻発し、それに加えて外部からの泥棒の侵入やら、事務所荒らしが後をたたず、ついに青年部諸君が夜警までやり出すようになって、又々、追打ちをかけるように先月号でも紹介したような長良川決壊の大水害が発生、とにかく全くの御難つづきの連続でした。そんな折、誰云うこともなく、「ひょっとすると神様のたたりかも知れないぞ」「そうだ!たたりじゃー」その一言で組合員全員、打ち揃って厄除けの神様である南宮大社に正月早々に参拝祈願をすることに決まったのです。さすがにこの決議には誰一人異議をとない人もなく衆議一決、以来ずっと今日まで正月の参拝は恒例として続けられてきました。あれから20年、神様のご威光は大したもの、あれ程大混乱をきたしていたものがウソのように静かになり、その年からぱったり平穏な金属団地がよみがえり、今日まで長い平和が続いてきました。その後、参拝の参加人数も年と共にだんだん少なくなり、ついに「もうやめようよ」ということになり、今年から行事としては、はずすことになりました。

思えばちょうどあの頃、岐阜市の伊奈波神社の一角に金山神社と呼ばれる南宮大社の分社があり、今でも毎年11月8日の「ふいご祭り」には金属関係の方々が祝祭を催すわけですが、その南宮大社の分社を、この金属団地の組合の敷地内に遷宮しようという大それた話が持ち上がり、具体的な計画が当時の理事会で検討されましたが、結局は実現できずに計画は中止されたことがあります。遷宮することの動機をいろいろ反省してみますと、組合にとっての我田引水、動機に不純なものがないとは云いきれない部分があって、神様はそのことをお怒りになったのだと私はひそかにそう思っております。金属団地に降ってわいたような厄災の数々は、私達の浮かれた気持、驕り、高ぶりを神様がいさめられた結果だったのかも知れません。「動機善なりや」京セラの稲盛さんの言葉ですが動機に不純なものがあればバチが当たる。どうやらバチが当たったようです。そのことをつづきに反省し、参拝を始めた20年前からずっと今日まで、組合のしてきた行いに不純な動機のものは何もなかったので、神様からおゆるしを頂いたものと考え、恐る恐る参拝行事を今年からとりやめ、組合員各個の意志で個人的に参拝して頂くようになりました。どうか何も起こらぬことを祈るばかりです。

269号(1997年2月)

シリーズ

# 解説

第6回

## 幸せ一ぱい 賦課金の構図

山本 隆一

本日は辛口の解説を一席。組合がその運営経費にあてるため組合員から賦課金を徴収しますが、現行の賦課項目は長い間ずっと据置かれたまま今日に至っています。ちなみに現行では月額で土地割が1㎡当り3円、建物割1㎡当り3円、従業員割1人当り200円、均等割1企業6,700円です。組合全体で年間の賦課金収入は約2,200万円、大雑把に1企業平均でみれば月額3万円程度となります。組合職員に支払う給料だけで年間4,600万円程度が必要だと云うのにとても2,200万円では足りないんじゃないかと思うのですが、それが不思議と運営できる、「幸せ一ぱいの賦課金」とはこのことを指しています。組合員は職員を雇うのに必要な費用のうち半分しか身銭を切っていない、まるで組合員丸儲けの構図です。組合の収入源のうち大半はその反対側に同額の支出があってイッテコイの関係ですが、収入だけがあって支出がない、もらいっぱなしのドル箱は、駐車場を含むその他の利用料として3,900万円、金融手数料の2,200万円、それに電気事業の1,500万円、縮めて7,600万円です。この中から職員給料を賦課金で賄いきれない不足分2,400万円を差引いたら残りは5,200万円、これが組合運営のモロモロの経費にあてられているわけですから、これだけの大所帯で「ようやるなあ」という感じがいたします。本来、必要経費は賦課金で賄うのが常道、それが無理だとしても、せめて職員給料の分くらいは賦課金で賄ったらどうかと思いますが、賦課金値上げを持ち出せば、蜂の巣をつついたような大騒ぎになるという理由で、ずっと見送られてきたのが実情です。先程のもらいっぱなしの収入源のうち、金融手数料は組合金融を利用した時に納める手数料ですが、金融を扱う職員の手数がそんなにかかるわけではありませんから、最初から経費に当てるつもりで意識的に徴収する一種の上納金と云えます。自分の土地やら建物を担保に入れてお金を借りてその上に、実際の手数以上の上納金を納めて、その上納金が一般の組合経費に使われる結果、賦課金の徴収が少なくなるという図式は、どうみても正常とは思われません。組合からお金を借りていない企業は、借りている企業から援助をうけているという結果になる、つまりこれは組合設立の目的「相互扶助」の逆になっているのです。このスタイルは組合設立以来ずっと続けられてきましたが、何故、今までこのスタイルが是正されなかったかと云うと、賦課金値上げは反対者が声を大にして異議をとなえるのに対し、金融手数料については、借りている者の弱みから、どうしても声が小さくなってしまふからにほかなりません。このスタイルをいつまでも続けていると組合はやがて大きなジレンマに突当たります。今でもそんな感じが見受けられますが、例えば役員会で理事長が「今月の貸付残高は〇〇億円でした」と報告されますが、その額が増えたり減ったりすることに複雑な感情が見てとれるからです。増えた場合、企業の資金事情が厳しくなったことを意味し、暗い表情になる反面、組合は手数料収入が増えてウハウハ。減った場合は企業環境が良くなって喜ばしいと思われる反面、組合会計は手数料の収入源で困ったことになる、そうゆうジレンマと背中合わせなのです。

ここは一つ、賦課金制度の抜本的見直しと、金融手数料の見直しをワンセットにして考えてみたらどうでしょう。そうしないと組合はやがて行きづまってしまう、何もできなくなってしまふと思います。「皆んなニコニコ賦課金3倍」こんなキャッチフレーズを組合員が本気で取り上げてくれたら見込みあると思いますが……駄目でしょうかねえ。

## シリーズ

## 解説

## 第7回

## ありそで、なさそな「持分」の誘惑

山本隆一

「持分」というのはそもそも何なのか、この根っこのところが組合員にはよく理解されていませんから、昔からずっと誤解と幻想にさいなまれてきた因縁の歴史があります。組合を脱退される方が、自分の持分、つまり値上がりした共有資産の一部を払い戻してほしい、という要求を出されることがありますがこの要求は正しいのかどうか、本日はこの「持分」つまり共有財産の考え方について、最もわかりやすい方法で解説にチャレンジしてみたいと思います。これはあくまで私見ですので、この考え方が間違っていると思われる方には、その御意見を拝聴したいと思います。

例えばあなたが新築マンションの一室を3,000万円で購入したと致しましょう。その3,000万円の価値は、その部屋の一室だけに留まらず、附帯設備を含む居住に必要な全ての外的条件が満たされた上での価値だと思えます。例えば廊下、階段、エレベーター、高架水槽、浄化槽、受電設備、排水設備、電気、ガス、電話等、自分の部屋以外の共有設備の全てが整っていたからこそ、そのマンションの一室を購入したわけです。その3,000万円の中には、自分の部屋だけではなく、それ以外の共有設備にかかった費用も全部含まれており、その費用は部屋の購入代金の中に案分されています。したがって、そのマンションに居住している限り、共有資産には「自分にも持分がある」ということができ、それらを利用できる権利も合わせて存在しています。さて、都合によりそのマンションの部屋を売却することになったとしましょう。売却代金はその時の相場で決まりますが、仮りに5,000万円の値がついたとします。この値上がりは単に自分の部屋だけが値上がりしたのではなく、共有財産（持分）も一緒に値上がりしたわけですが、だからといって、共有財産の値上がり分を別に上乘せして売却しようとする人はありません。そのような売却は、そもそも成立しないからです。購入したときが共有財産の分も含めて購入しているのですから、売却の時も共有財産を含めて売却することになる、仮りに自分の部屋の分と、共有財産の持分とを別々に売ろうとすれば、そもそも買手が購入しませんし、そのような取引が仮りに成立したとしても、両者をプラスしたトータル売却代金は結局その時の相場に収斂することになりますから、別々に分ける必要は全くない、一室5,000万円で売った時点で、財産、利用権とも次の購入者にゆずられることになります。

以上はマンション購入の例ですが、金属団地における加入、脱退の場合もこれと全く同じだと思えます。昭和36年当時、組合員が購入した造成後の土地が坪当たり約4,000円でしたが、この金額の中には、共有財産にあたる分も含めて案分された上、決められた価格です。それが現在、坪当たり〇〇万円になったとしても、自社の土地だけがその値段になっているわけではなく、共有資産というインフラを含めて、その他モロモロの生産の場としての総合的な価値として、相場ができるわけですから、自分の土地がいくらで、共有の持分がいくらといった分け方は、ほとんどナンセンスといっても良いと思います。「共有財産がやがて自分のものになる」といった幻想を抱いている人があるとすれば、それは少々、過剰期待そのものだと思います。そうゆうケースが生ずるのは次の2つのケースしかないと思えます。

1. ある時点で組合が解散するとき。
  2. 他の組合員が全部脱退して自社だけが残った時。
1. ある時点で組合が解散するとき。・・・この時はそれぞれの持分は出資口数に応じて配分されますが、組合を解散しようなどということは、よほど困った事にでもならない限り起り得ません。今、組合員は、ほとんど全部の人がこの地を最適な生産の場と考えており、仕事をすすめる上で、ここに勝る場所は他にどこにもないと思っていますから、よほどのことがない限りは解散しようなどという話は持ち上げるはずはない、仮りに、そのよほどの事が起こった場合は、多分その時は、正の資産より負の資産の方が大きくなった時ですから、各企業の「持分」も負



になってしまう。もらったつもりがそれ以上に吐き出しになってしまうのは容易に想像がつく、過剰期待変じて失意の極みといったところでしょう。

2. 他の組合員が全部脱退して自社だけが残った時。・・・この場合はもちろん共有財産は全て自分のものになります。でもそれは勞せずして手に入れたわけではなく、ちゃんと代金を払って購入したということです。自社が最後の一家に残るためには、脱退者の土地をその都度、全部購入しなければなりません。購入代金の中には個有の土地代金と共有資産に対する「持分」の代金が含まれていますから、購入の時点でその持分相当分を買い入れたことになりますから、共有資産を手に入れたと云っても、それは「タダ」で手に入れたのではなく、その都度、代金を払って購入した結果であって、何の不思議もありません。組合員からよく聞く言葉に「とにかく最後まで残らなければ損だ」というのがありますが、これなども誤解と幻想のカタマリのような言葉です。最後まで残ったところで「タダ」で共有財産が手に入るわけではない、代金を払って脱退者の土地を購入した時に、一緒に附随している売手の人の持分の分だけ、自分の持分が増えるのであって、それは決して「タダ」ではないのです。組合員の土地を全部買い上げるほどの大金持ちは、当組合員の中には今のところ見当たらないようですから、まあ、このケースも起こらないと考えて良いでしょう。

以上を考えると、「持分は自分のもの」というのは、自分が組合員である間だけのことで、組合員でなくなったその瞬間に「持分」も一緒になくなると考えるべきです。過去からずっと組合員の多くは、この「持分」に過剰な期待と幻想を抱きつつ生きてきました。脱退する時、「自分の持分相当額を払い戻してほしい」という要望は、自分の土地を相場で売却した限りは、あり得ないということを理解されていない結果です。定款には「払い込んだ出資額」の分だけ払い戻す、とありますが、これはやっぱり正解だと思います。だからこそ「ありそで、なさそな持分」なのです。異議のある人、一歩前へどうぞ。

## 60周年記念誌を振り返る ⑦

### 「シリーズ『解説』編」

#### 第5回：神のたたりじゃあ南宮大社参拝

南宮大社参拝はお正月の恒例ぐらいにしか思っていませんでした。悪い事が起きると神頼みしたくなるのは世の常だと思います。調子が悪い時は守りに徹し、1点でも上回れば勝てる様に戦略を練る事を考えるのですが…「遷宮」なんて発想は今の理事会からは出てこないでしょう(笑)

#### 第6回：幸せ一ぱい 賦課金の構図

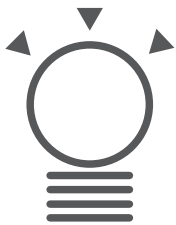
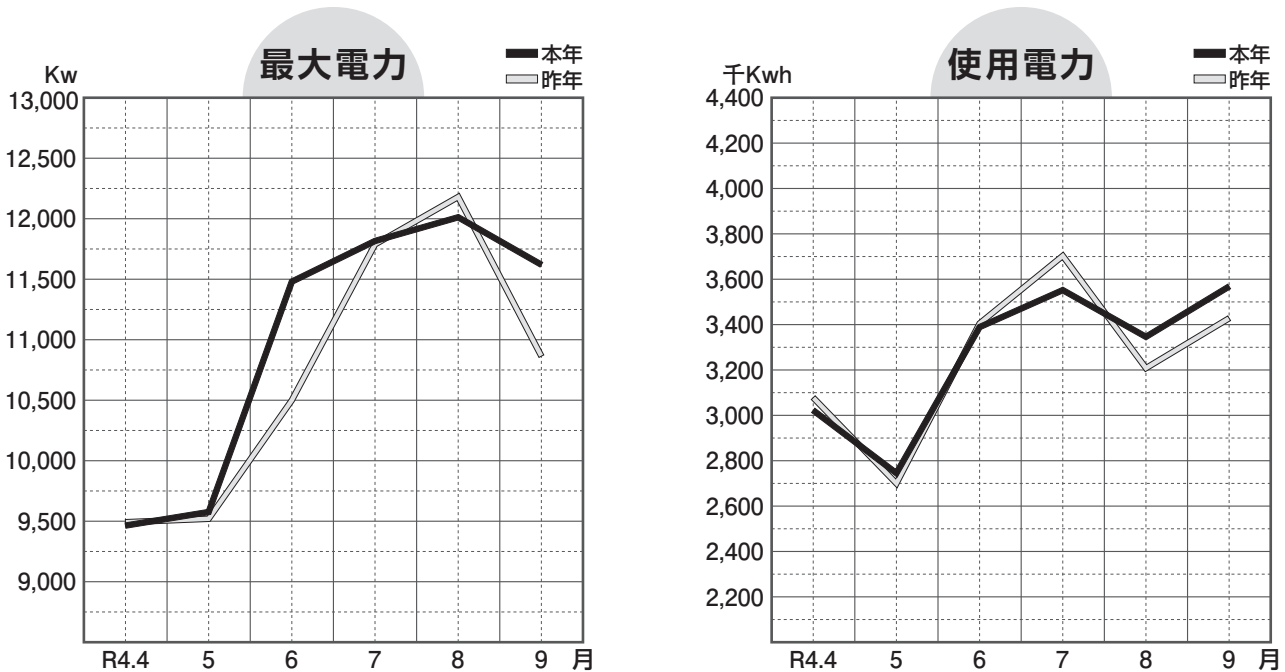
従業員割は廃止され企業数も減った為、現在の賦課金は組合全体で約1,700万円、組合職員給料はこちらも人数が減って2,700万円程度。まだまだ赤字ですが賦課金、電気事業はほぼ全額返還(利用分量配当)です。打ち出の小槌は駐車場を含む施設利用料の8,600万円。組合共有資産の賜物でしょう！

#### 第7回：ありそで、なさそな「持分」の誘惑

マンションでの例えが分かりやすく異議はありません。現在はグラウンド、体育館、アパート跡地の共有資産の貸出料が組合運営経費の大部分を賄っています。しかし、カーボンニュートラルへの対応を誤って脱退する組合員が続出した場合は、正の資産が大きくても解散論議が出てくる可能性を否定できません…



## 令和4年9月分電力使用状況



## 電気は正しく使いましょう!!

### 原発がグリーンエネルギー?

今年初めにEUでは原子力発電をグリーンエネルギーとして認める方針を発表しました。これは脱炭素と脱原発が両立できないこと、行き過ぎた環境配慮は経済が犠牲となり国が貧しくなってしまう結果となり現実的な判断を下したのでしょう。

日本ではグリーンエネルギーの効率が悪いので脱炭素の達成には、さらに大きな犠牲を払うこととなるかもしれません。そのため原発がグリーンエネルギーとして認められたのは願ってもない状況といえるでしょう。原発が再稼働すれば電気代の低減や電力不足の解消にも大きく貢献することになります。

この方針転換から日本政府も原発再稼働を前向きになっていったのだと思います。今までは石炭火力発電の使用で世界中から叩かれていましたが、今後は動かせる原発を複数持っていながら動かさずに環境破壊をしていると世界中からバッシングを受けるという壮大な手のひら返しが起こるのかもしれない。

ちなみにこの方針転換は2022年1月に発表されたため戦争とは関係がありません。しかし戦争により状況悪化が加速することになり、今年のCOP27は電力業界の大きな転換点になると注目しています。

# 行事予定

2022 **10** October

<b>16</b> 日	金属団地停電(9時前後～17時前後)
<b>17</b> 月	月例会(12:00～) 役員会(13:30～)
<b>18</b> 火	代表者会議(18:00～)
<b>19</b> 水	
<b>20</b> 木	
<b>21</b> 金	
<b>22</b> 土	『組合休日』
<b>23</b> 日	
<b>24</b> 月	
<b>25</b> 火	
<b>26</b> 水	編集委員会
<b>27</b> 木	
<b>28</b> 金	
<b>29</b> 土	『組合休日』
<b>30</b> 日	
<b>31</b> 月	

2022 **11** November

<b>1</b> 火	
<b>2</b> 水	正副会議(12:00～)
<b>3</b> 木	『文化の日』
<b>4</b> 金	
<b>5</b> 土	『組合休日』
<b>6</b> 日	
<b>7</b> 月	
<b>8</b> 火	金山神社奉賛会
<b>9</b> 水	
<b>10</b> 木	第74回中小企業団体全国大会(長崎県)
<b>11</b> 金	
<b>12</b> 土	『組合休日』
<b>13</b> 日	
<b>14</b> 月	
<b>15</b> 火	環境委員会・青年部合同油流出時訓練

## ■ 11月の行事予定

- 11月18日☑～20日☑ 親睦旅行(組合創立60周年記念旅行)
- 11月21日☑ 月例会・役員会
- 11月26日☑ 団地G

## ■ 9月度金属団地ゴルフ会

- 9月17日☑ 美濃関カントリークラブ  
優勝 永田 保(マルエイ) 2位 松原伸五(MTK) 3位 林 宏守(中日鋼線)

## ■ 共同駐車場空き状況(2022年10月1日現在)

駐車場	資材置場北	喫茶店北	倉庫南	福祉会館東	C棟南
空き数	1	0	0	1	1
駐車場	研修センター東	研修センター南	研修センター西	溶接組合	三井川東
空き数	0	0	0	0	0

※C棟南はC棟入居者用

# G-MECCA

Gifu Metal Engineering Community Cooperative Association

<http://www.g-mecca.jp>

